

高山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の概要について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により介護保険法が改正され、指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移譲されるため制定する。

指定居宅介護支援を適切に運用するため、基本的には国の改正内容と同じとする。ただし、「運営規程」「掲示」の一部については、現在指定等の権限を有している県の基準と同じ内容とし、「指定等に関する基準」「記録の整備」の一部については、市独自の基準とする。

なお、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）」が平成30年1月18日に公布され、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことに伴いその改正内容を反映するものとする。

1. 主な内容（下線部分は国が示した基準によらないもの）

| | |
|------------------------|--|
| 指定等に関する基準 (第2条・第3条) | 指定する事業者の要件について規定 ・法人であること。 ・ <u>暴力団及び暴力団員等並びにこれらの者と密接な関係を有すると認められる者については、指定及び指定の更新を行わない。</u> |
| 基本方針 (第4条) | 利用者への様々な配慮や事業者の公平中立性、連携について規定 |
| 人員に関する基準 (第5条・第6条) | 事業所ごとにおくべき管理者及び従業者の職種・員数について規定 ・介護支援専門員を常勤1名以上おくこと。 ・介護支援専門員の員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。 ・管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。 |
| 運営に関する基準 (第7条～第32条) | 内容及び手続の説明及び同意 ・複数の指定居宅介護サービス事業者等を紹介する。 ・利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当している介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求める。 |

| | |
|--|--|
| | <p>具体的取扱方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援のための具体的手順について規定 <p>居宅サービス計画の作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の同意を得て、利用者の服薬状況等を主治の医師等に情報提供する。 ・厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を利用する場合は市町村に届け出る。(※) <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的、運営方針、営業日、<u>苦情対応のために講ずる措置の概要</u>など重要事項に関する規程を定める。 <p>設備及び備品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備・備品等を備える。 <p>従業員の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。 <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、<u>ホームページ等に掲載する</u>等周知に努める。 <p>苦情への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情窓口の設置等必要な措置を講じる等 <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し完結の日から<u>5年間</u>保存する。 <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p> |
|--|--|

2. 施行期日

平成30年4月1日(※については、平成30年10月1日)